

## 成年後見制度利用促進基本計画の中間検証に係る意見

資産が少ない方でも成年後見制度を社会的支援として利用できるように

社会福祉士 池田恵利子

日本の成年後見制度は資産が少ない人の利用に関し、先進国の制度に比べ配慮が少ない。地域では認知症高齢者等の単独世帯が増加しているが、資産が多い方ばかりではない。

この制度が本人にメリットある制度として低所得者であっても適切に利用できることを心から願う者として、厚労省・法務省はじめ各省庁が参加して下さっている専門家会議の中間検証を機に、委員として以下の点について地域の現実を基に意見を出させて頂きたい。

### 1、低所得者の利用は特に身上監護が事務の中心 「報酬」について配慮を

申立ての際、本人がおおよその報酬額が予測できるようにする方向性が最高裁から示された。成年後見制度の報酬は本人の財布から出されることになる。自分の得られるメリットと支払う報酬を理解し本人が申立てる社会を目指すために評価できるものだと考えている。

現代社会において、介護・福祉・医療等社会サービスの利用は基本的に重要な本人の権利行使であり、後見人等は本人を中心におきそのための申請・契約等の法的支援が役割と考えることも出来る。とくに資産が少ない方の後見活用においては、この身上監護に関する事務が当然主体となり尊厳ある生活を可能とする本人メリットとしても重要である。

今回の報酬の考え方では、それが後見人等の基本的事務でなく付加的事務となっている。介護保険等申請は基本的事務としてやらないことを減算の方が意味あると考えるが、チェック体制の困難さ等もあり付加事務として+報酬扱いにし後見人等のインセンティブとしたのであろう。しかし、低資産者の利用においては報酬に上乗せできる余地がない。その矛盾をどうするのか。資産の少ない方の利用について、公的助成をまず考えて頂きたい。

### 2、資産が少ない方の利用への公的助成について 日常生活自立支援事業とのすみわけ

日常生活自立支援事業は、認知症等診断書を要せず、本人の希望で社会福祉協議会と契約により利用し解約することが出来る使いやすいサービスである。生活保護受給者は無償で利用でき H29 の新規契約者の約半数、指定都市では平均 64.8%が生活保護世帯である。

しかし「無償」故に、本来は成年後見の利用が適当であっても自治体側の成年後見制度利用支援事業の不備等で移行できず、日自事業新規受入れが出来ない状況にある地域も多い。

また、逆に人件費等社協の負担が大きいことから生活保護者の利用を受入れない地域もあり、そのような地域では後見的支援が必要でも支援を得られないままの低所得者もいる。

日常生活自立支援事業のメリットを活かすことと、成年後見制度との利用対象者の整理、特に低所得者のスムーズな移行は反する話ではなく共に地域共生社会のために必要である。

資産が少ない方への利用促進として、成年後見利用支援事業の拡充を願うと共に、日常生活自立支援事業とのすみわけ・生活保護に後見扶助等を新設すること等も含め、あらためて公的助成のあり方についての本格的な議論を心からお願いするものである。